

法務省浦安総合センターの施設管理・運營業務の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

法務省浦安総合センターの警備、清掃、設備管理、植栽管理、昇降機設備保守、自動扉設備保守及び総合管理業務。

契約期間：平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 実施状況に関する評価

施設利用者（研修員及び法務省職員）へのアンケートによる満足度調査において、スタッフの対応、警備員の対応、清掃作業、共用施設の整備等の各項目において、「満足」、「ほぼ満足」、「普通」との回答を合わせ、21、22 年度とも 80%以上の満足度を得ている。

また、各業務の実施にあたり確保されるべき質として、迅速・的確な事務の遂行、安定したサービスの確保、品位の確保及び環境への配慮といった内容を規定しているが、本業務においては、入退所者の把握誤り等により研修への支障を発生させた件数、施設の維持管理の不備を起因とした停電や空調の停止、断水等の発生した件数及び外来者の対応にあたっての信用失墜行為の件数は全て 0 件であることから、確保されるべき質として設定された目標は達成できたものと評価できる。

さらに、民間事業者の知見を活かした省エネ診断により、平成 23 年度以降の光熱水料の節減が見込まれることや、民間事業者の提案により、遠隔監視サポートを導入したことで、24 時間・365 日の監視体制が構築され、空調・電気・衛生・防災等の一元管理が可能となったことも評価できる。

3. 実施経費に関する評価

実施経費（150,150 千円）は、従来の実施に要した経費（161,165 千円）の約 93%に相当し、約 1,100 万円の経費が削減されている。

4. 今後の事業について

次期事業においても引き続き民間競争入札を実施することが適切と考えられるが、新たな民間事業者の参入も可能となるよう、実施要項において十分に情報開示するとともに、更なる業務の効率化や経費節減等の観点から、契約期間の見直しを含めた検討を行っていく必要がある。

以上